

■建築基準法第51条とは

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会**（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、**当該市町村都市計画審議会**）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

●「その他政令で定める処理施設」とは

⇒『建築基準法施行令』第130条の2の2に規定する処理施設をいう。

建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条本文（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項のごみ処理施設」とは

⇒『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』に規定する一般廃棄物処理施設をいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(一般廃棄物処理施設)

第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、**1日当たりの処理能力が5トン以上**（焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上）**のごみ処理施設とする。**

■逆有償とは

廃棄物を処理する際に、引き渡し側が引き取り側にお金を支払う取引のこと。逆有償にあたる取引は、廃棄物処理法が適用される。